

高山市から景気対策

3年間の 利子補給を実施中！

市では、中小企業向け、勤労者向けの各種融資制度を設けて、また、市内の景気低迷が長引いていることから、市の融資制度で借入れの日から3年以内に支払った利子を市が全額補助する。

◆中小企業向け融資制度

平成24年3月31日までに下記の融資を受けた方に、借入れの日から3年以内に支払われた利子を全額補助します。

	制度名	対象者	資金使途
高山市	小口融資 (小規模企業融資、特別小口融資)	市内で1年以上同一事業を営む、従業員20人以下の法人及び個人	運転資金 設備資金
	経営安定特別資金融資	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、経済変動などにより経営に一定の支障を生じている法人と個人 【経営に一定の支障を生じている例】 ・最近3ヶ月間の売上額または売上総利益が前年同期比5%以上減少している場合 ・直近の単年度決算で欠損を生じている場合 ・中小企業信用保険法第2条第4項第1号から第8号までのいずれかの認定を受けた場合	
	経営安定特別資金融資(震災枠)	市内で1年以上事業を営む中小企業者で、震災などの影響により経営に一定の支障を生じている法人または個人 【経営に一定の支障を生じている例】 ・最近3ヶ月間の売上額または売上総利益が前年同期比で5%以上減少している場合	
	創業支援資金融資	事業主の住民登録が市内にあり、1ヶ月以内に個人で、または2ヶ月以内に会社を設立して市内で新規開業するか、新規開業後1年未満の個人または設立後1年未満の会社で市内で新規開業したもの	

◆中小企業向け補助制度

平成24年3月31日までに下記の融資を受けた方に、借入れの日から3年以内に支払われた利子を一部または全額補助します。

	制度名	対象者
日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善資金 (マル経融資)利子補給金	小規模事業者経営改善資金(マル経融資)を利用して事業活動を行う場合に、借入の日から3年以内に支払った利息の一部を補助金として交付します。
	経営環境変化資金(国民生活事業) 利子補給金	経営環境変化資金(国民生活事業)を利用して事業活動を行う場合に、借入の日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。
岐阜県	創業支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「創業支援資金」を利用して事業活動を行う場合に、借入の日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。
	産業活性化・経営合理化支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「産業活性化資金」、「産業活性化資金(観光産業支援枠)」、「経営合理化資金」、「経営合理化資金(雇用支援枠)」を利用して事業活動を行う場合に、借入の日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。
	中小企業福祉・子育て・環境保全推進 支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「経営合理化資金(福祉まちづくり枠)」、「経営合理化資金(新エネルギー等支援枠)」、「経営合理化資金(子育て支援枠)」を利用して事業活動を行う場合に、借入の日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。
	経済変動対策(震災枠) 支援補助金	岐阜県中小企業振興支援資金融資の「経済変動対策資金(震災枠)」を利用して事業活動を行う場合に、借入の日から3年以内に支払った利息を補助金として交付します。

◆セーフティネット保証制度

全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者などで売上高が減少している方や、原油の高騰、円高の影響などの認定要件に該当し、経営の安定に支障を生じている中小企業者などが高山市の認定を受けた場合は、信用保証協会の保証を受け、融資を受けることができます。

- 5号認定…
- イ)全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の平均売上高などが前年同期比で5%以上減少している場合
 - ロ)全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、製品などの原価のうち20%を占める原油などの価格が上昇しているにもかかわらず、製品などの価格に転嫁できていない場合
 - ハ)全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、平成23年東北地方太平洋沖地震の発生後、最近1ヶ月間の売上高などが前年同期比で20%以上減少し、かつ、その後の2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高などが前年同期比で20%以上減少している場合
 - ニ)全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、円高の影響により最近1ヶ月の売上高などが前年同月比で10%以上減少している場合

勤労者向け、その他の支援制度

貸などのお知らせ！

ています。
 制度を対象に平成24年3月31日までに下記の融資を受けた場合に、
 る利子補給を行っていますので、ぜひご活用ください。

問合せ先

高山市商工観光部商工課
 高山市花岡町2丁目18番地
 (電話0577-35-3144)

融資限度額	融資利率	融資期間	利子補給	保証料補給	担保・保証人
1,250万円	年利0.8% または1.1%	8年以内	平成24年3月31日までに 融資を受けた方に、借入れ の日から3年以内に支払っ た利子を全額補給	信用保証料の 1/2以内を補給	<ul style="list-style-type: none"> 担保は不要 特殊な事情がある場合を除いて法人 代表者以外の連帯保証人は不要
1,250万円	年利1.4% または1.7%	8年以内 (据置期間6ヶ月 以内を含む)		融資額の 1%以内を補給	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じて担保提供 特殊な事情がある場合を除いて法人 代表者以外の連帯保証人は不要
1,250万円	年利1.3% または1.6%	8年以内 (据置期間12ヶ月 以内を含む)			
1,250万円	年利1.6% または1.9%	7年以内 (据置期間1年 以内を含む)		信用保証料の 1/2以内を補給	<ul style="list-style-type: none"> 担保は不要 特殊な事情がある場合を除いて法人 代表者以外の連帯保証人は不要

※申込みにあたり、虚偽の申請などがあった場合には、融資を取消しする場合があります。

助します。

補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
市内で事業を営む中小企業者で、対象となる融資の実行を平成23年4月1日から平成24年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から3年 間に支払った利息に相当する額	年利1%以内	—
	融資の実行を受けた日から3年 間に支払った利息に相当する額		—
市内で新規に事業を創業、または市内で創業して1年未満 で、対象となる融資の実行を平成23年4月1日から平成 24年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から3年 間に支払った利息に相当する額	補助対象 経費の全額	1 中小企業者につき 1 年度100万円を限度
			1 中小企業者につき 1 年度100万円を限度
市内に店舗、工場または事業所を有し、市内で事業を営ん でおり、対象となる融資の実行を平成23年4月1日から平 成24年3月31日までに受けた方	融資の実行を受けた日から3年 間に支払った利息に相当する額		1 中小企業者につき 1 年度100万円を限度
			—

どにより経営に一定の影響を受けている方などを支援する制度です。

会の保証限度額の別枠化などの対象となります。

%以上減少している場合
 上入価格が20%以上上昇し

ヶ月の売上高などが前年同
 場合
 同期比で10%以上減少し、

事務手続きの流れ

高山市の商工課窓口にて認定申請書2通と申請事由の分かる書類などを提出し、市の認定を受けた後、希
 望の金融機関または信用保証協会に認定書を持参の上、信用保証付き融資を申し込む必要があります。

※申込みにあたり、虚偽の申請などがあった場合には認定を取消しする場合があります。

※融資にあたっては、信用保証協会の審査が別途あります。

※認定の具体的な基準などについては、市商工課までお問い合わせください。

については、裏面をご覧ください

◆勤労者向け融資制度

平成24年3月31日までに下記の融資を受けた方に、借入れの日から3年以内に支払われた利子を全額補助します。

	制度名	対象者	資金使途	融資限度額	
高山市	勤労者生活安定資金融資	市内に1年以上在住している20歳以上の方で、同一事業所に常用労働者として1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	医療費、冠婚葬祭費、教育費、通勤用自家用車、簡易な家屋補修費、育児・介護休業中の生活資金など	200万円	2.51%
	勤労者住宅資金融資	市内に在住している20歳以上(返済完納時75歳以下)の方で、同一事業所に常用労働者として1年以上継続して勤務し、引き続き勤務する方	市内に自ら居住するために新築、購入、増築、改築または改良する住宅資金と住宅用地取得資金	1,500万円	2.36%

◆その他の支援制度

●設備の近代化に取り組まれる中小企業経営者の皆さんへ

	制度名	対象者	資金使途
高山市	中小企業設備近代化資金等融資	市内で1年以上同一事業を営む資本金の額または出資の総額が1,000万円以下の会社、または従業員300人以下(商業またはサービス業は30人以下)の会社と個人	企業の近代化、施設などのバリのために必要な設備資金

●大学などと共同で研究開発を行う中小企業経営者の皆さんへ

	制度名	主な内容	補助対象者
高山市	産学官連携等促進事業補助金	新製品・新技術や製造・生産方法などについて、大学などと共同で、または異業種グループを組織して行う研究開発の経費を補助します。	市内の中小企業者などで引き続き業を営んでいる方、または、同業種に含まれる異業種グループ

●事業所内託児施設を整備される中小企業経営者の皆さんへ

	制度名	主な内容	補助対象者
高山市	中小企業事業所内託児施設整備事業補助金	従業員の福利厚生を目的とし、事業所と同一敷地内に設置する事業所内託児施設の整備に係る経費を補助します。	市内に店舗、工場または事業所を営み1年以上事業を営む方

●UIJターン就職者の皆さんへ

	制度名	主な内容	補助対象者
高山市	若者定住促進事業補助金	若者の定住促進を図るため、民間の賃貸住宅などを契約された場合に、最大で3年間家賃の一部を補助します。	申請日現在、以下の要件を全て満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ・35歳未満の方 ・市外からUIJターンで住民登録し、1年以内の方 ・市内の賃貸住宅などにお住まい、1年以内の方 ・市内事業所に常勤雇用、もしくはパートタイムで1年以内の方 ・高山市に定住する意思のある方

融資利率	融資期間	利子補給	保証料補給	担保・保証人
6	5年以内 育児・介護休業中の融資については6年以内(措置期間1年以内を含む)	平成24年3月31日までに融資を受けた方に、借入れの日から3年以内に支払った利子を全額補給 育児休業中の生活資金:償還期間内の利子を全額補給 介護休業中の生活資金:介護休業期間(措置期間内に限る)に支払った利子を全額補給	信用保証料の全額を補給	・担保、連帯保証人は原則として不要
6	20年以内	平成24年3月31日までに融資を受けた方に、借入れの日から3年以内に支払った利子を全額補給	信用保証料は金融機関が全額負担	・担保、連帯保証人は取扱金融機関の定めによる

	融資限度額	融資利率	融資期間	保証料補給	担保・保証人
アフリー化	近代化 300万円 (対象設備費の1/2以内) バリアフリー化 600万円 (対象経費以内)	無利子	5年以内	—	・必要に応じて担保提供 ・連帯保証人2人必要(市内在住)

	補助対象経費	補助率	補助限度額
続き1年以上事業 中小企業者など	大学などと契約し共同で実施する研究開発または異業種グループ構成員間で契約し共同で実施する研究開発にかかる費用	対象経費の1/2以内	200万円 ※複数年にわたって実施する場合は、3年を限度に、対象となる期間内の合計で200万円

	補助対象経費	補助率	補助限度額
を有し、引き続	事業所内託児施設を整備するための新築または増改築に要する経費(ただし、一施設1回のみ補助)	対象経費の全額 (千円未満切捨て)	500万円 ※運営費についても補助制度があります。

	補助対象経費	補助率	補助限度額
満たす方 登録をしてから まいになって、 しくは新規開業 方	賃貸契約をした住宅の家賃(社宅、社員寮や、公共的住宅は除く)。	家賃の1/3以内の額	15,000円/月

などについては、**裏面**をご覧ください